

発電設備の点検概要

1. 点検目的および基本方針

(1) 点検目的

経済産業省原子力安全・保安院からの「発電設備に係る点検について」（平成18・11・30原院第1号）に基づき、当社の原子力・火力・水力発電設備に対し、データ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題がないかを点検し、再発防止の徹底に努めることにより、社会からの信頼を回復するとともに、第一線職場から本店まで全社員が自信と誇りを持って業務遂行できるようにすることを目的とした。

(2) 基本方針

点検に際しては、点検の考え方の部門間統一を図るとともに、点検作業の透明性、客観性、信頼性を確保するため、以下の事項を基本方針として定めた。

a. トップマネジメント

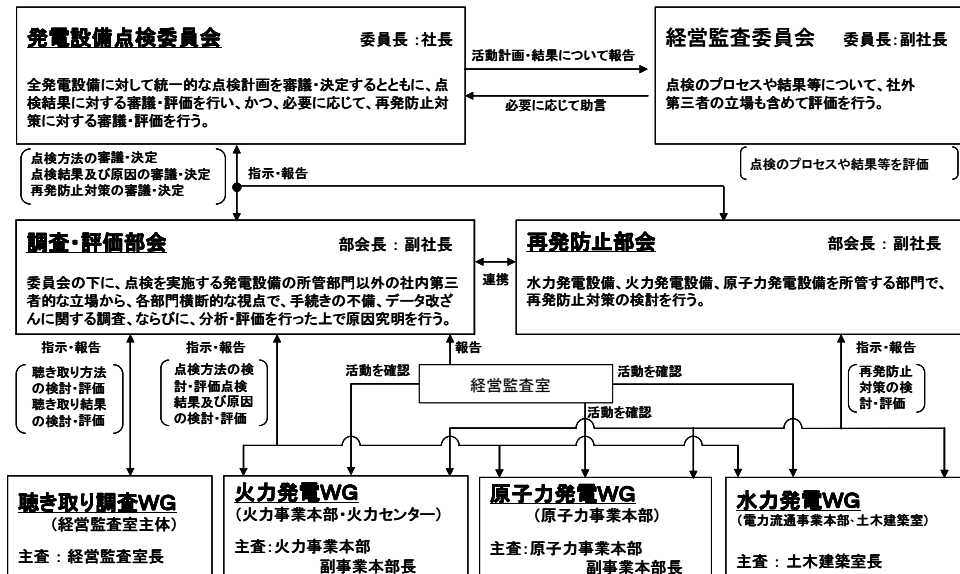
- ◆社長の指揮のもと、本店組織が中心となった体制で点検を行う。
- ◆委員会で決定した「発電設備に係る点検基本計画書」に則って点検を実施する。

b. 透明性、客観性、信頼性の確保

- ◆社内第三者的な立場から、経営監査室が点検活動を確認する。
- ◆社外の方の評価を反映するため、点検結果については、社外の有識者が委員として参加する経営監査委員会に報告し、適宜、助言を得る。

2. 点検体制

平成18年12月13日に、以下のような点検体制を構築した。



3. 点検方法

①記録等による調査

a. 必要な手続きの不備

電気事業法等に関する手続き不備がないかを確認するため、保有期間（最長10年間）の全ての期間を対象として、社内文書を点検した。

b. データ改ざん

◆計器関係

対外的な報告等に使用しているデータを扱う計器および計算機について、計器の校正データおよびプログラムを点検し、改ざん等の有無を確認した。

◆記録関係

法令に基づく検査記録、報告書等に記載しているデータと、その元となるデータとを比較し、改ざん等の有無を確認した。

②聴き取り調査

記録等による調査との相互補完の観点から、発電設備の保安に関する技術的事項全般について、対象や期間を限定しない網羅的な聴き取り調査を行った。

a. アンケート調査

- ◆原子力・火力・水力部門に所属する技術系社員（4,862名）
- ◆火力部門の溶接施工会社（18社）

b. 面談調査

- ◆原子力・火力・水力部門に所属する第一線職場の役職者（235名）
- ◆主要協力会社の役職者[当社OB含む]（61名）

③追加調査

記録等による調査および聴き取り調査の中で得られた情報の事実関係を確認するため、当社OBも含めた関係者に面談等による追加調査を行った。

4. 点検対象

発電設備	原子力	火力	水力
発電所数	3	12	148
ユニット数	11	38	245

※原子力発電設備の計器調査については、定期検査に合わせて実施することとしており、高浜3号機、大飯3号機以外のユニットは、平成19年12月に点検を完了する予定